

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

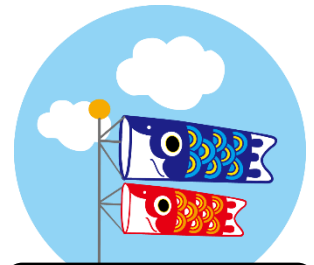
NO.68 (2026.5.8)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」HP



ご自由に
お持ちください

これが私の優しさです

窓の外の若葉について考えていいですか
そのむこうの青空について考えても？
永遠と虚無むじろについて考えていいですか
あなたが死にかけているときに
あなたが死にかけているときに
あなたが死にかけているときに
あなたについて考えないでいいですか
あなたから遠く遠くはなれて
生きている恋人のことを考えても？
それがあなたを考えることにつながる
とそう信じてもいいですか
それほど強くなっていいですか
あなたのおかげで

(『谷川俊太郎詩集』より)

谷川俊太郎は不思議な詩人だ。透徹したリアリストであるかと思えば、妙にロマンチストであったりもする。その想像力は宇宙の果てまで及ぶことさえある。そのそれぞれに、読む人は心動かされる。歌にまでなったこんな詩（「あげます」小室等 作曲）もある。

もぎたてのりんごかじったこともあるし / 海に向かってひとりで歌ったこともある / スバゲッティ
食べておしゃべりもしたし / 大きな赤い風船ふくらませたこともある / あなたを好きとささやいてそ
して / しょっぱい涙の味ももう知っている / そんな私のくちびる…… / いまはじめて——あなたにあ
げます / 世界じゅうが声をひそめるこの夜に



Facebook

目次

- ① 谷川俊太郎「これが私の優しさです」 P1
- ② 東大和市立中央公民館命名権について— アンケート集計報告と見解— P2~7
- ③ 「東京アプリ 生活応援事業」訴訟の原告になりませんか P7~8
- ④ 「東京アプリ 生活応援事業」は公共事業とはいえない P8~10
- ⑤ タカイチ首相、先ずは憲法を守れ！ P10
- ⑥ 案内・後記 P12

東大和市立中央図書館命名権について ——アンケート集計報告と見解——

東大和市立中央図書館命名権（ネーミングライツ）アンケート募集の経緯

東大和市立中央図書館の愛称が「BOOKOFF 東大和中央図書館」になったということを知ったのは、今年2月6日のTBSラジオの番組「武田砂鉄のプレ金ナイト」のポッドキャスト（インターネットで聞けるラジオ番組）であった。同市は「新たな財源を確保し、その財源を活用して、施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的に、令和8年2月4日付けでブックオフコーポレーション株式会社と東大和市立中央図書館ネーミングライツ（以下「NR」と略す）協定を締結し、愛称が決定いたしました。」（下線は筆者）と2月13日付けのHPで公表している。加えて「なお、図書館内の業務に影響はありません。」ともある。

武田砂鉄さんは東大和市の出身で、父親からの情報でこれを知ったという。ほくもこの番組を聞くまではそのことに気づかず、驚いた。東大和市は以前から体育関連施設（体育館・プールなど）に企業名を冠して命名権料を得ていたことは知っていた。しかしまさか図書館にまで、しかも古書店名を冠することまでするかと大きな違和感を持った。

この事実を知ってほくはFacebookに以下のように書き込んだ。

なんだこれは、「ブックオフが作った東大和の中央図書館」のようではないか！

正式には「東大和市立中央図書館」でなければならない。

【中略】

東大和市は「ブックオフ」と2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間の契約で施設命名権の協定を締結したという。

これまでも体育館やプールなど民間企業名を頭につけた施設名を採用してきたが、図書館と「古本屋」とではあまりにも親和性がありすぎて、逆に異様だ。

ブックオフにしてみれば、年間100万円で広告効果が得られるのだからお得感はあるのだろう。しかし市にとって、公共施設である図書館の名前を100万円という「はした金」で売ってまで財源を確保する意味がどれほどあるのか疑問だ。断っておくが、もちろん金額の多寡の問題ではない。市は「書館内の業務に影響はありません」と言っているが、どうなるかわかったものではない。

以前から問題にしてきたが、公益団体である市、並びに関連施設が、特定企業の宣伝をすることは公平性・平等性の面から違法性が問われる。市役所内での企業広告や、体育館・プールなどの命名権も同じだが、とりわけ図書館と「古本屋」の関係は、文化に関することであり、刺激が強く異臭が漂う。東大和市出身のライターの武田砂鉄がこの件を知って「動揺した」と言っているのはそういうことだろう。

以下の「武田砂鉄のプレ金ナイト」で（5分あたりから）聞くことができる。

【提示していたURLをQRコードに置き換えます。】

武田砂鉄のプレ金ナイト



※【】内は後から付け加えたもの

情報公開請求により改めて判明したこと（抜粋）

この件に関して、これまで行政当局からはいっさい情報が伝わってこなかったため、中央図書館NRに関する庁内協議に係る文書の情報公開請求申請を2月20日付けで行った。3月11日に部分公開（印影や納税証明はともかくとして、審査項目やその得点まで非公開というのはいささか納得がいかないが、）された。それによると、以下のことが判明した。

- ①「NR・パートナーが命名できる名称は、市民に親しまれ、かつ、対象施設の設置目的にふさわしいものであることを条件に」する。（「東大和市立中央図書館NR・パートナー募集要項」より）
- ②命名権料は年間100万円（同上）
- ③愛称使用期間は、2026年から2031年までの5年間（同上）
- ④募集要項の配布から質問受付期間は、2025年11月25日（火）～同年12月2日（水）（同上）
- ⑤応募書類受付期間は、2025年12月15日（月）～同月19日（金）

⑥市が設置する（NR パートナー制定）審査委員会において「優先交渉権」を付与する。応募者が 1 者の場合は、NR パートナーとしてふさわしいか否かを審査し、交渉権者とすることを決定する。交渉権者決定結果を（市民に）公表する。

⑦市は交渉権者と協議し NR に関する協定を締結する。【以上は「東大和市立中央図書館 NR・パートナー募集要項」より】

⑧NR パートナー制定審査委員会は、副市長・教育長・その他担当部課長・担当主事等の 9 名

⑨同審査会で協議・決定された事項（抜粋）は次のとおり。

・2026 年 1 月 14 日（水）に開かれた同審査委員会で、応募要件を満たしている応募者は 1 者（ブックオフコーポレーション株式会社）であり、交渉権者として了承し、市長に報告する。

・ブックオフ側から提示されている愛称は「ブックオフ 東大和中央図書館」であり、「市立」の部分が入るかについて検討が必要。

・相性が決定したら、市民に広く知ってもらうため、丁寧な周知を行う必要がある。【以上、「NR パートナー制定審査委員会議事録」より】

⑩同年 1 月 23 日（金）に協定締結に向けた打ち合わせ（参加者担当部課長 3 名・企業側担当者 2 名※墨塗り）で協議・決定したこと（抜粋）

・愛称は「BOOKOFF 東大和中央図書館」とする。

【「協定締結に向けた打ち合わせ議事録」より】

※下線は引用者（筆者）

これを見ると、命名権の候補者は 1 者（社）、ブックオフコーポレーション株式会社だけであり、命名権料も年間最低の 100 万円で決定している。地方自治体の契約は競争入札を原則とする（地方自治法 234 条 1 項、2 項）中で、いかにも不自然であり、実質的な指名入札ともとられかねない。ここではこれ以上の言及は避けるが、もっと大きな問題がある。

これを見ると、本政策について市民に公表するのは「交渉権者」が決定した後になってである。最後にも触れるつもりだが、日常的に市民が使用する施設の命名権について、ほぼ全ての枠組み、命名権売り渡し先が決まった後で初めて市民に公表するというスケジュールはあまりにも乱暴である。この事が市民の不評、不満、違和感の源泉になっていることを市の当局者は自覚すべきである。本来ならば、身近な施設の命名権について、その構想段階から、パブコメやアンケートなどで市民の意識調査をすべき案件である。和地市長のもとで、独断的な政策執行が近年目立っていると感じるのは筆者だけだろうか。

市がやらないのであれば、自分で調べてみようとしたのが右のアンケートである。併せてネット（Google フォーム）でのアンケートも行った。その内容は「自由と人権通信 NO.66」で載せたので、ここではその縮小版を貼り付けておく。

アンケート集計一覧

アンケートで得られた結果は以下のとおりである。

—アンケートのお願い—
愛称「BOOKOFF 東大和中央図書館」について

自由と人権 090-1884-5757（標本）
市役所 042-563-2111 (P)

4月から中央図書館の愛称が決定
**BOOKOFF
東大和中央図書館**

市では、新たな財源を確保し、持続可能な施設運営を行うとともに、施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的に、中央図書館のネーミングライツ・パートナーを募集しました。その結果、令和 6 年 2 月 4 日付でブックオフコーポレーション株式会社と協定を締結し、ネーミングライツ・パートナーが決定しました。
なお、図書館内の業務に影響はありません。
4月1日から愛称を使用してまいりますので、市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

BOOK-OFF

「パートナーシップ・プログラム」締結済
「協定期間」(開始/終了) 令和 6 年 4 月 1 日～
令和 13 年 3 月 31 日まで (10 年間)
「基本料」/年額 100 万円 (開始前 500 万円)

■ 企画案採録 / 内線 1421

東大和市長は、「東やまと市報令和 8 年 3 月号」で、4 月から中央図書館の愛称を決定「BOOKOFF 東大和中央図書館」とすると発表しました。ブックオフコーポレーション株式会社をネーミングライツ・パートナー（命名権者）として決定し、年間 100 万円、5 年契約で、2 月 4 日に協定を締結したとのことです。なお、市報によると、図書館内の業務に影響はないそうです。

東大和市立中央図書館は、これまでも 3 回（1986 年・1989 年・2010 年）建築関係の賞を受けている市内でもまれな由緒ある建築物です。また市の文化拠点ともなっており、市民にとっても親しみのある施設です。

このような誇るべき施設であり、身近な施設でもある中央図書館に、財源確保のためとはいえ、企業名を（しかも古書販売店の企業名）を冠することに違和感があるとの声も上がっています。

図書館は名称こそ「東大和市立中央図書館」とはなっていますが、市の（市長の）私物ではなく、あまたの意見を持つ市民のもので、「多くの市民が選んだ市の代表者が市長である」としても、全権を委任したわけではありません。

このような身近な問題だからこそ、市民の意見がもっと大切にされなければなりません。ひとり一人の市民が声を上げることが求められています。

上記のような認識のもと、実際に市民の方たちがどのように受け止められているのかを知り、結果によってはその声を市当局に届けるため、以下のようなアンケートを集めることにしました。

あなたご自身の問題としてアンケートにお答えくださいますよう、心よりお願いいたします。
【第 1 次締め切り 4 月 30 日】

きりと

東大和市立中央図書館に、愛称「BOOKOFF 東大和中央図書館」を付けることに関して、当てはまる項目にマルを付けてください。

- ・賛成
- ・どちらとも言えない
- ・反対

※ご意見がある場合は裏面にご記入ください。

記入済みアンケートは、中央公民館の「自由と人権」グルーポケットにお入れください。



このアンケートはネット上でも行っています。上の QR コードを読み取り、アンケートに答えることができます。

愛称「BOOKOFF 東大和中央図書館」についてのアンケート

質問	賛成	どちらとも言えない	反対	備考
紙	2	2	11	
ネット	11	0	17	東大和在住・在勤者 28
	2	0	2	東大和市以外 4
合計	15	2	30	
賛成の意見	※別項参照			「大賛成」というのは具体的な意見にならないので入れませんでした。
どちらとも言えないの意見	※別項参照			内容的にはどう見ても反対でしたが、「どちらとも言えない」にマルが付いていたので、その選択を尊重しました。
反対の意見	※別稿参照			「大反対」というのは具体的な意見にならないので入れませんでした。

アンケートに書かれていたご意見

はじめに

ここに掲載するものは紙のアンケート・ネットアンケートを問わず、提出された順に全て記入してあります。

「アンケート一覧」にも書きましたが、「大賛成」「大反対」は「意見」とはいえないので割愛しました。

なお「どちらとも言えない」に関する意見は1件ありましたが、内容的には「反対」とすべきものでした。しかし、選択を尊重し、集計では「どちらとも言えない」に入れました（一覧表参照）。

※（紙）は紙のアンケート、（ネ）はネットのアンケート

【賛成】

- ・財源確保はとても大変だと思うので、とても良いことだと思います。感情論等の批判に流されずに、継続してほしいです。この契約で得られたお金は、巡り巡って、市民に返ってくるものだと考えるからです。（ネ）
 - ・馴染むまで違和感が有るのは、わりと当たり前だと思います。年間100万円は、図書館、市民にとっての財源確保として良いと思います。また、図書館で知った本を手元に置きたいと思う方も増えれば、BOOK・OFFさんにとっても良いのかとも思います。（ネ）
 - ・業務に影響が出ないのなら財源確保として有益だと思いました。ただし財源を明確に、うまく利用していただきたいとは思いますが。（ネ）
 - ・図書館の内容は変わらないと聞いたので。（ネ）
 - ・BOOK・OFFは有名なので、東大和の知名度も上がると思います。（ネ）
 - ・財政に余裕がなく、有名な特産品もない東大和市を維持するための取り組みとして問題ないと思う。ネーミングライツを知らない人が勘違いしがちだが、あくまで愛称なので図書館の運営や東大和市の所管が変わる訳ではない。
- 愛称に文句がある方は自分でお金を出してネーミングライツ権を獲得すればいいだけ。（ネ）

【どちらとも言えない】

- ・BOOKOFF 東大和中央図書館と愛称を付けることに反対。BOOKOFFとは古本屋さんの意味になる。東大和中央図書館のままでよい。（紙）

【反対】

- ・公共性の強い、すなわち民衆の共有財産という性格の強い図書館に、命名権と称する公告の導入は不適切です。（ネ）

- BOOK OFF の所有物と市民に思わせてしまいそうだから (ネ)
- 公共施設にネーミングライツはそぐわない。「行政ももっと経営感覚を持つべきだ」としたり顔で言う人が最近増えていますが、特定の企業との癒着が必ずその先に存在します。友人からは「東大和市の図書館はこれから古本オンリーで運営していくんでしょ？」と皮肉を言われました。
- BOOK OFF と間違えてしまいそうです。(紙)
- 今まで通りでよい。(紙)
- 目標意図が理解しにくい。看板だけなら収入目的と取れる。市民にわかりやすい、利用価値が高まるなら理解できる。寄付の古本を買い取ってくれて、市の財源になる等。(紙)
- 名前こそ、存在の意味を表す大切な表現 (ネ)
- あまりにもストレートで、少々露骨過ぎるように思います。「BOOKOFF」の店は町中のあちこちにあり、そのような店舗とまちがえられそうです。もう少し品のいい、そして BOOKOFF の人たちも受け入れられるような、何かよい工夫はできないものでしょうか。(紙)
- どういう形で、つまりどんな経緯を経て決まったのでしょうか。入札？ 何か条件、例えば図書館との取引の実績などがあったのでしょうか。その程度の金額かと知るとなおさら腹立たしく、何か対抗する方法は……と思うのですが、遅いですね。わたしはボーッとしていました。今になって気づくのですから。何かにつけて公共性が衰退していく昨今、市民への説明責任をないがしろにする素地があるのだらうと思います。「平和市民のつどい」にしても。(紙)
- 名前を「売買できるモノ」としてしまうことに抵抗がある。とくに公共の名前をお金に変えてしまうということに反対。公共の本質を失い、だんだんと中身が無くなっていくのではないか。また市民に混乱を招く。定期的に愛称が変わるというのも、分かりにくい。(ネ)
- 親しまれる愛称は良いですが、企業名が付くのは反対です。財政がきびしい状態なのはわかりますが。(紙)
- 今回の協定はネーミングライツの対象が図書館という公共財ということ、協定先がブックオフという古書業ということでマスコミでも否定的な捉え方があります。私は同じ書籍を扱うという意味でブックオフが図書館を応援して下さることは否定しません。でも、電話対応の名乗りがブックオフから始まり、かけ間違いと思う人もいるのでは。また、すでに蔵書検索結果に文字数の都合でブックオフしか表示されない画面もあります。そもそも図書館業務に変更はありませんや、古書販売はしませんなどをアナウンスしなければならないのは、混乱が生じている証拠です。もっと市民に混乱の無い品のある支援としないと、ブックオフのブランドイメージにも影響があるのではないのでしょうか。ネーミングライツを採用していても、電話対応などはそのままの大阪市立図書館や海岸名に企業名を冠するのを止めた鎌倉市の例を参考にしてほしいです。市の負担は無いと言いますが、システム変更などすでに見えにくい経費は発生しています。年間 100 万円は何に使われるかも気になるところです。(ネ)
- 市の建造物に企業の名前が入るのは違和感があり反対します。(ネ)
- 市の建造物に企業名が入ることは反対です。(ネ)
- なぜ市の図書館に企業名が入るのか違和感しかありません。(ネ)
- アンケートを取ってくださってありがとうございます。このセンスのないネーミングに腹が立ち、市役所とBOOKOFFに、愛称を使わないでほしいと2月中にメールしたのですが、市役所からはなぜルーミングライツを導入したのかの説明をするお返事があり、BOOKOFFからはご意見受取りました、の返信があり、4月にそのまま愛称が使用開始になりました。図書館の職員や利用者から丁寧な聞き取りもせず、つけられた愛称。これが個人なら、他人からつけられたいやなアダ名で呼ばれることはハラスメントになりかねません。個人と図書館は違いますが、名前(愛称を含め)を大事に考えてもらいたいです。まるでBOOKOFFが受託したような誤解を招くし、実店舗が市内で20年以上、中央図書館は40年以上あって市民に親しまれているのに場所の混乱も招く恐れがあるので、やめてほしいです。ネーミングライツそのものは否定しませんが、文化施設にはどうかと思いますし、せめて鎌倉の豊島屋ように、おカネは出すけれど店名はつけないという太っ腹なところを見習ってほしいです。(財政や公共施設再配置を知ろうと市議会をネットで見たところ、シュミレーション用資料の統廃合進行の表に中央公民館の新建設がないとのこと。いつ壊すシュミレーションなのか。)(紙)
- BOOK OFF とつくことで今までの利用方法が変更になった(図書館の機能がいない、中古本の販売など)と誤解さ

れたり、あまり利用しない人がますます利用から遠ざかるように思う。

BOOK OFF のネーミングを入れ(企業側がアピールし)ないと存続できないなら、入れていただかないといけないでしょうけれど、そうでないなら今までどおりがいい。(ネ)

アンケートを集計して

集計してみて意外だったのが、(相対的には「反対」が多かったものの)「賛成」を選択された方が(特にネットでは)けて少なくなかったことです。市が財政難であり、「財政健全化」に取り組んでいる(その真偽はともかく)という認識が市民に浸透していることの現れかもしれません。そのためには命名権を「商品」とし売り渡す=市の財源とすることも必要というご意見です。もっと積極的に、BOOKOFFという著名な商標に便乗して市の知名度を高めるというご意見もありました。

これらの背景には、2001年の小泉内閣以降の「官」から「民」へという「構造改革」の流れや、2003年の地方自治法改訂による指定事業者制度などがあり、それらによって公共と民間の結びつきに抵抗感が少なくなったことがあげられます。ひと昔前であれば、官民癒着や利益供与に対する警戒感から批判的見解があったところ、裏返って、それを積極的に受け止めるという傾向が強くなってきたと考えられます。

反対のご意見については、まさにこれと正反対の理由から、命名権の商品化は納得できないというものが目立ちました。すなわち、図書館がもつ公共性を重視せよ、ということです。公的なものに私企業の名を冠することに対する抵抗感と危機感から発した批判的なご意見と見て良いでしょう。

これまでも命名権の商品化として体育館などに企業名がつけられてはいました。しかし、より幅広い層の市民が、より日常的に利用する施設である図書館がその対象になったことで、いっそう違和感や拒否感が強くなったとみられます。また、図書館が文化施設であることも、命名権の商品化を容認するには高いハードルになったと考えられます。さらに、古書店と図書館という近似性がむしろ抵抗感を増したとも思われます。

以上はアンケートを集約して感じた事のみ事実に基づいて記しましたが、以下は私的な見解になります。

東大和市当局と市民、その向き合い方

図書館の命名権を商品化して市の財源とすることの是非や、BOOKOFFという企業名が愛称として適当か否かということはあるとしても、問題なのは、賛成・反対の意見がこれほどあるというのに、行政が市民の意見も聞かず、一方的に図書館の命名権商品化に踏み切ったことです。

初めにも述べましたが、ほとんどすべての流れが決定してから市民に公表するというやり方です。先行した体育関連施設の命名権については大きな議論にもならなかったため、行政による命名権の商品化は多くの市民に受け入れられたものと、当局は勘違いしたのでしょうか。しかし、もし体育関連施設についてアンケートを取れば、多様な意見が噴出したかもしれないのです。

市民の意見を聞かず、行政が独断でことを進めていけば必ず弊害が生じます。その旗振りをしているのは市長を中心とした市役所中枢の者たちであり、これにブレーキをかけられるとすれば市議会なのですが、議員は果たしてその役割を担っていると言えるでしょうか。

市は命名権の商品化について、「新たな財源を確保し、その財源を活用して、施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的」(市のHPより)と説明していますが、例えば年間100万円がそのまま図書館の経費として使われるわけではなく、実際には一般会計として繰り込まれることになるでしょう。賛成意見の中には、「財源確保になり、市民に還元されるから」ということを理由にしたものが多かったのですが、そうなる保証はないのです。たとえ結果的にそうなったとしても、図書館に企業名を冠することに関しては、数多くの反対意見もあるのです。

国の予算もそうですが、どの分野に重点的に予算を配分し、何を予算削減するのかが問題です。国レベルでいえば、軍事費に湯水のごとく予算を注入し、医療費や社会保障費の削減を求めるなどもってのほかです。

東大和市はどうでしょう。清原市民センターの職員削減による市民サービスの低下や、人員削減による交換便の廃止は市の業務だけにとどまらず、チラシ配布などの市民向けのサービスにも支障をきたしています。すでに社会教育課(生涯学習課)の職員削減と業務縮小や、職員の労働過重があり、これらはダイレクトに市民活動にも負の影響を及ぼしています。職員削減や市民サービスの低下は全て「財政健全化」の名のもとに行われている

のです。公民館や地域校の統廃合など、本当に必要かと思えるような施策も市当局は示しています。

反対意見の中にもあった「平和市民のつどい」に関しては、同事業の企画段階にも市民を参加させよという市民団体からの要望に対し、市長はにべもなくこれを拒否しています。今年もおそらく「熱中症対策」として式典は体育館内開催になることでしょう。市民の意見を聞こうとはせず、市当局が一方向的にその施策を進める傾向が強まっているように感じます。市民の意見を反映させない（聞こうともしない）市政に未来はありません。これらを認めてきた議会にも一定の責任はあります。

もちろん市民にも責任がないわけではありません。おかしいと思った時に、ためらわず、可能な方法で意見をあげる必要があります。そんなことは無理な注文でしょうか。一人ひとりの市民が意見を表明するということは、むしろ民主的に健全な社会の義務でもあります。国でも地方自治体でもその成り立ちは同じです。幸い、現代では SNS という個人で発信できるインターネットツールがあります。いろいろと問題の多い SNS ですが、それも使い方次第です。SNS も含め、市民が直接声を上げることによって身近な市政が少しは変わっていくかもしれません。共に頑張りようではありませんか。

※ご意見がございましたら、中央公民館の「自由と人権」グループポケットに投函していただくか、自由と人権 HP のメールフォームに書き込んでいただければ幸いです。



「東京アプリ 生活応援事業」の不当性を訴える原告になりませんか？

榎本 清（電話：090-1884-5757）

mail：eno-takanosu1737@bbm-a.jp

1、訴訟の内容

「東京アプリ 生活応援事業」の不当性を告発し、損害賠償を求める訴訟を計画しています。「東京アプリ 生活応援事業」というのは「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて（中略）都民の生活をより一層応援するため」（東京都 HP より）ひとり 11000 ポイントを付与するという東京都の行う事業です。

本事業のポイントを受けるには以下のような条件があります。

①年齢：15 歳以上 ②東京都内に住民登録がある方 ③有効期限内のマイナンバーカードを所持している ④ NFC（非接触決済）対応スマートフォンの所持 ⑤利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 桁）※③の「マイナカードを所持」に連動

逆に言えば、以下のような方々は合理的な理由もなく本事業からは排除されてしまうということになります。

【1】15 歳未満の方、【2】東京都に住んでいても様々な理由から住民登録していない人、【3】（有効期限内の）マイナンバーカードを所持していない人、【4】非接触決済対応のスマホを持たない人や、スマホを持っていても使い方が分からない人

これら【1】～【4】のいずれも、本事業の対象外とすべき合理的な理由とはいえません。その中でも最大の問題が 15 歳未満の方を対象から外していることです。「018 サポート」などの事業をしているからというのが都の示している理由ですが、この二つは事業の目的も制度設計自体も異なります。そもそも 15 歳から 18 歳の子どもたちは両方の事業の対象となり得るのであり、この説明は通りません。

このように、給付を受けられない一定の都民の層が存在すること自体大きな問題です。これらの人たちは東京都の給付事業から排除された被害者と言えます。これで「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて（中略）都民の生活をより一層応援する」と言えるでしょうか。

さらに、その手続きや給付内容を、スマホを使ったデジタル手続きによるポイント付与のみに限定し、従来行ってきた書類手続きによる現金給付という選択肢を設けていないことが、この事業の排他性を確定的なものにしています。こんな「公共事業」はもってのほかです。

本事業は、憲法第 14 条（法の下での平等）、地方自治法第 10 条 2 項（地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利）に反し、さらには憲法第 11 条の基本的な人権にも抵触します。都民であれば本来受けられるべき給付を、不当な手続きによって排除されたことを訴えの理由とし、東京都を被告とした損害賠償請求訴訟を行うというもの

です。(別稿「『東京アプリ 生活応援事業』は公共事業とはいえない」参照)

2、裁判経費

裁判に係る費用は、損害賠償訴訟ではその請求金額にもよりますが、手数料として 10 万円までなら 1,000 円、100 万円まででも 1 万円です。これらは印紙として支払います。この他に郵便切手代(裁判所から被告関係人に送付する切手代)が 6,000 円ほどかかります。この法的手続きを専門家である弁護士などに依頼すると、上記費用の他に少なくとも 50 万円ぐらいはかかりますが、本人訴訟(訴えた本人が書類作成や口頭弁論に立つ——とはいえず、民事の場合はほとんど手続きの確認だけで終了します)であれば、総額でも 2 万円以内で済みます。もし勝訴すれば切手代と印紙代は相手方に請求できます。残りは訴状等を作成する手間と、作成した文書を裁判所に送る郵送代がかかるくらいです。

3、共同訴訟

もし原告が 2 人以上になれば共同訴訟(民事訴訟法第 38 条)になろうかと思われそうです。人数が多ければ多いほどいい。裁判費用は原則として頭割りになりますので、原告が増えるほど一人当たりの負担額は軽減されます。

全員の出廷は義務付けられてはいませんが、事前の書面(訴状・準備書面・証拠等)作成・提出や、都度の口頭弁論の前に打ち合わせは必要になります。実際に集まらなくても、オンラインで打ち合わせすることで負担の軽減は図れます。

これらすべてわたし一人で請け負い、やってしまうことも可能ですが、弁護士資格のない者が、たとえ無料であってもこれを行うことのリスクは考えておかねばなりません(弁護士法 72 条)。そんなに大きなものとはならないと思いますが、原告一人ひとりに一定の負担は生じます。

4、当面の獲得目標

東京都が「東京アプリ」を使用して生活支援を行うことは否定しません。問題なのは東京アプリを使わなければ生活支援を行わないとしていることです。

これは、これまで通りの「書類等による申請も可」とすれば、上記の問題(③~④)が解決します(東京都に問い合わせましたが、現状ではそのような補償措置を採用する予定はないとのことでした)。本訴訟は、デジタル化とポイント付与による「迅速かつ効率的」を「錦の御旗」にして、上記の不利益を被る層に何の手立ても講じようとならない対応が、事態をこじらせているということを知らしめる意味もあります。

生活支援は都の「ほどこし」ではなく、納税者であるわたしたち自身が、自らの生活を守るために納税したものを取り戻すという当然の権利行使です。

5、今後の取組み

費用負担など気になる点はあるかと思いますが、それは皆さんと相談して決めればよいと考えています。時間・費用とも、すでに述べた(「2、裁判費用」・「3、共同訴訟」)ようにそんなに大きなものとはならないはずですが。

原告として共に取り組んでもいいという方がおられましたら、**当面 5 月 15 日(金)まで(それ以降も、申し込みがあれば受け付けます)**に、お名前・電話番号・ご住所・メールアドレスをお知らせください。提訴する裁判所は、(被告の東京都の所在地を管轄する裁判所である)東京地方裁判所(霞が関)です。

東京都以外にお住まいの方(は本訴訟の原告にはなれません)、または都内の方で原告にはなれないが支援ならばできるという方は、支援者としてご登録ください(支援か原告かを明記してください)。支援者にも情報をお送りしますので、原告と同じ項目の情報をお知らせください。

できれば 5 月の中旬までには打ち合わせの機会を持てればと考えています。質問・疑問等はいつでも、受け付けます。上記連絡先までご遠慮なくお問い合わせください。できるだけ早く応答します。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。



「東京アプリ 生活応援事業」は公共事業とはいえない



東京都が本年 2 月から実施した「東京アプリ 生活応援事業」は、その目的として「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて都民の生活をより一層応援するため」（東京都 HP より）としている。しかし実際には以下のような条件を満たす人のみが対象であり、本来の公共事業（対象者であれば、誰でも等しくその権利が受けられる事業）とはよべず、また、対象とする範囲も合理性に欠ける面がある。

- ①年齢: 15 歳以上
- ②東京都内に住民登録がある方
- ③有効期限内のマイナンバーカードを所持している
- ④NFC（非接触決済）対応スマートフォンの所持
- ⑤利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 桁）※「マイナカードを所持」に連動

①について

「東京アプリ 生活応援事業」の目的に「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて都民の生活をより一層応援するため」とある以上、15 歳未満の子どもたちにも等しく生活支援をすべきであるのに、これを事前に排除している。15 歳未満の子ども本人はもとより、その保護者にとっては、とりわけ「昨今の物価高騰」の影響を受けやすく、これを軽減するための生活支援は必須である。

※東京都は、「O18 サポート」と重複するとして 15 歳未満を本事業の対象から外す理由にしているが、両者は支援の目的（「O18 サポート」の目的は「学びなど子どもの育ちを切れ目なくサポートすること」：東京都 HP より）も、制度設計自体も異なる事業である。そもそも、15 歳から 18 歳は両者の支援対象となるのであって、この理屈は通らない。

②について

都内に住民登録をしていない生活困窮者にも手を差しのべるべきである。住民登録の有無でこれを排除することは、更なる生活困窮者を増やすことになる。

③について

マイナカードの所持は任意であるにもかかわらず、これを実務的な面から事実上強制している。

※マイナカード所持が任意である法的な根拠は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 16 条の 2 に明記のとおり（【資料】参照）。

④について

「スマホが持てない生活困窮者」や「スマホを持たないとする人」、「スマホを持っていても使い方が分からない人」を結果的に本支援の対象から排除している。

※書類（本人確認・都内在住確認・支援申請書）提出による申請を可能にすれば、③～④は解決する。これらをあえて除外していることが、本「事業」の問題点と言える。

①と②の問題点は、東京都がこのような差別的扱いを自覚し、改めれば解決する。

【資料】

日本国憲法

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

地方自治法

第 10 条 2 項

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第 16 条の 2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。



タカイチ首相、先ずは憲法を守れ！

タカイチ首相が次々と極右・国粹主義的な政策や法案を打ち出し、そのいくつかは既に実体化している。

殺傷兵器を含むすべての武器を、紛争当事国であろうとなかろうと問わず輸出を解禁した。いわゆる「防衛装備移転三原則の改定」だ。しかも国会の審議を経ず閣議決定だけで。憲法第 9 条の反戦・平和主義に対する正面からの挑戦だ。国家情報局新設も成立してしまった。自民と連立を組む維新と、野党（とはとても言えないが、）の中道・国民・参政・みらいまでもが賛成、共産のみが反対したという絶望的な状況だ。自民党大会では現職自衛官が制服着用で君が代を歌ったという。これには上司も同伴していた。憲法にも自衛隊法にも明らかに違反する行為だ。スパイ防止や国旗損壊罪の成立も狙っている。どちらも憲法の基本的人権の尊重（第 11 条・97 条）や思想信条の自由（第 19 条）表現の自由（第 21 条）に抵触する。

先日の立川憲法集会での講演で、浜矩子さんが話していたことにリアリティを感じる。曰く、「タコイチ（浜さんはタカイチのことをこう表現する）の触手はするすると伸びてきて人々に絡みつき害をなす」（意識）

公務員である行政の長タカイチには、憲法尊重擁護義務（憲法第 99 条）がある。タカイチは先ず憲法を順守せよ。

※ここにあげたそれぞれの悪法については、その都度 Facebook にコメントしています（1 頁に Fb の QR コードあり）。よろしければご参照ください。



【後記】東京アプリ「生活応援事業」裁判の原告になるという人に、初めて巡り合えました。初めのうちは、この調子でいくと一人原告で裁判に臨むしかないのかと半分ぐらい覚悟を定めていたので、正直嬉しい。やはり市井の人は、「裁判」と聞くとハードルが高いのでしょうか。しかし、勝訴にこだわらなければ（？）、かつ、本人訴訟で裁判に臨めば、実際はそんなに大変なものではないのです。作成する文書も、けっこう自由に書けます。皆さんもぜひお試しあれ。これからも新たな原告登場に期待します。

サンホセの会 6 月定例会

【日時】 6 月 21 日（日）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

【場所】 中央公民館 202 学習室

【テーマ】 詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は 6 月 19 日（金）までにご連絡ください。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。